様式第十号から様式第十二号までを削る。

様式第九号その一を様式第十三号その一とし、様式第九号その二中「住所及び」を削り、「名称」の次に「及び住所」を加え、同様式を様式第十三号その二とする。

様式第九号その三を次のように改める。

様式第十三号

その三（家畜人工授精用精液の注入に関する事項）

注入した雌畜	番号				
	名前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種類及び品種				
	毛色及び特徴				
	生年月日				
	飼養者の氏名又は名称及び住所				
注入精液	注入年月日	月　日	月　日	月　日	月　日
	種畜の名前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発行年月日	月　日	月　日	月　日	月　日
	番号				
子畜	性				
	生年月日				
摘要					

備考

1　めん羊、山羊及び豚については、子畜の性の欄に雄及び雌の別にその頭数を記載し、又は記録すること。

2　注入を受けた雌畜の飼養者から授精証明書の交付を要求される前においては、家畜人工授精用精液証明書を添付しておくこと。ただし、家畜人工授精簿を電磁的記録により作成する場合にあっては、家畜人工授精用精液証明書を必要なときに速やかに照合できるよう適切に保管しておくこと。

3　混合精液を使用した場合には、種畜の名前の欄には、使用した混合精液に添付されている家畜人工授精用精液証明書表の精液を採取した種畜の名前の欄に記載されている事項をそのまま記載すること。

4　牛については、毛色及び特徴の欄中、特徴に代えて個体識別番号（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第２条第１項（平成15年法律第72号）の個体識別番号をいう。）を記載すること。